

放課後等デイサービスの平成 30 年度報酬改定における指標判断の問題点 ～保護者からみた知的障害のない発達障害児における指標判断のあり方～

○今泉佳代子（オフィスぷらんぷらん）福岡県社会福祉士会（10755）
松澤秀樹（6687・福岡県社会福祉士会）

I. 研究目的

厚労省は、平成 30 年度報酬改定に伴い、放課後等デイサービス（以下「放デイ」）利用児童を「指標該当児（以下「該当児」）」と「指標非該当児（以下「非該当児」）」に分け、該当児利用率 50%以上の事業所に、高い支援費と、多くの専門職加算が支払われることとした。このように、国は該当児の多い事業所を専門家のいる療育型事業所としていると考えられる。該当児とは、国の指標により(1)食事、排せつ、入浴、移動で3以上全介助、(2)指標項目（tab.1）において重度、頻度を0～2点で点数化した合計点数が13点以上での障害児である。

しかし、知的障害のない発達障害児（以下「発達障害児」）は、全介助の必要がなく、項目と発達障害児の困り感とは合致していない。また、児童の指標にも関わらず予防的視点に欠けている。さらに、判断も市町村職員が保護者などからの聴き取りよって行うことが多く、専門性や臨床把握にも欠けている。このように、指標の項目や判断には問題が多い。

本研究は、発達障害児の保護者への調査により、療育を必要とする発達障害児の指標判定を考察し、厚労省への提言の根拠とするものである。

II. 研究方法

令和元年5月から8月にかけて、放デイ P と F 大学の療育プログラムで療育を受けている発達障害児の保護者にアンケート調査を行った。保護者は発達障害児の困り感、すなわち療育の対象となる事象をよく知っていると考えられるからである。質問紙は、(1)属性(2)利用中のサービス(3)指標の理解(4)指標のありかた(5)今後の希望で構成した。配布後は郵送してもらうことで匿名性を保った。結果は量的に分析した。

III. 倫理的配慮

この調査は、日本社会福祉士会のガイドラインに基づき、紙面により(1)研究について(2)研究の意義(3)対象者(4)方法(5)利益と予測される負担や不利益(6)参加の自由(7)個人情報の取扱い(8)費用(9)研究に関する情報公開の方法(10)問合せに対するインフォームドコンセントを行い、承諾した保護者のみ無記名で回答してもらった。

IV. 結果

アンケートは 43 部配布し、34 部回収され、回収率は 79.1%であった。

1. 指標を用いた判断

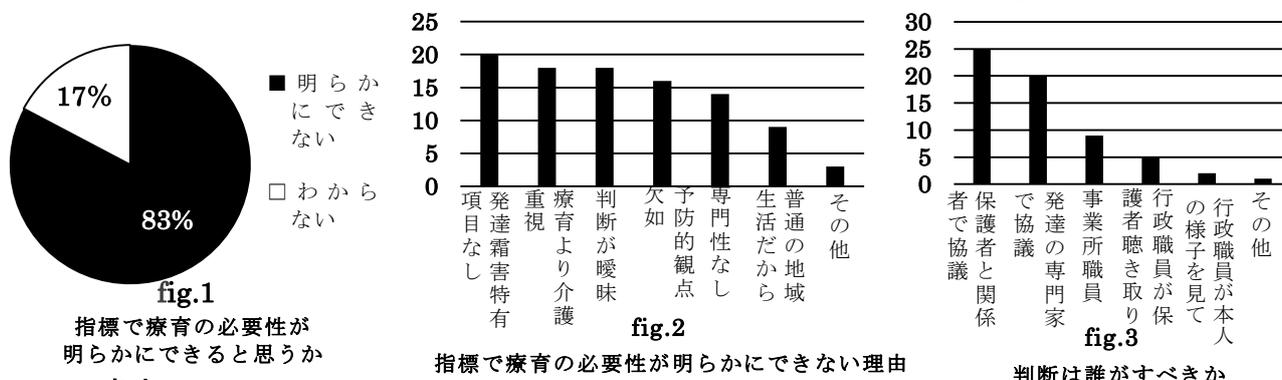
指標で発達障害児の療育の必要性が明らかになると思うかという質問に対する回答は、明らかにできる 0%、明らかにできない 83%、わからない 17%であった。(fig. 1) 明らかにできない理由は、指標に発達障害に特有の項目がない 20 人、指標が療育より介護（見守り、手助け）を重視している 18 人、指標の判断が曖昧 18 人、指標は現状のみで、予防的な観点に欠けている 16 人、指標の判断をする人の専門性が保証できない 14 人、生活場面が普通教育や普通の地域生活にあるから項目の内容が合わない 9 人であった。(選択 複数回答 fig.2)

tab.1 指標

項目
コミュニケーション
説明の理解
大声・奇声を出す
異食行動
多動・行動停止
不安定な行動
自ら傷つける行為
他人を傷つける行為
不適切な行為
突発的な行為
過食・反すう等
てんかん
そううつ状態
反復的行動
対人面の不安緊張 集団生活への不適応
読み書き

2. 指標を用いた判断方法

指標を用いどのような方法で判断すべきだと思うかという質問については、保護者や事業所職員、行政職員、専門家での協議 25 人、医師、心理士、SW などの専門職が協議 20 人、事業所職員の判断 9 人、地方自治体の職員が保護者から聞き取り判断 5 人、地方自治体の職員が本人の様子を見て判断 2 人、その他 1 人であった。(選択 複数回答 fig.3)



V. 考察

1. 指標項目の不足と予防的観点の欠如

指標項目では療育の必要性は明らかにできないと考える保護者がほとんどであった。それはまず、嘘、暴言など知的障害がない故に起こる問題や、窃盗、非行をはじめとした反社会的行動など地域生活での深刻な問題が項目にないことがある。また、見守りや介助という介護の視点に基づいた項目が多いことにも違和感があると考えられる。そして、指標判断は一年毎に受給者証切り替え時に行われる「現状」の判断のみであるため、予防的観点到欠けている。

2. 本人不在の判断

指標項目は曖昧で解釈を要するため、本人をよく知る者が協議するべきであるという回答が多いと考えられる。現実的には、本人を知らない行政職員が、保護者や事業所からの情報のみで判断することが多く、本人の臨床像や支援の必要性について専門的に協議する場はあまりない。そのため、現実的な困り感が理解されないままに判断されることが懸念される。

3. 専門性の欠如

療育の必要性が明らかにならない理由に専門家の判断がないこと、妥当な判断方法としては専門家の協議が多かった。社会福祉士は地域における自立支援の専門家である。しかし、今回のシステムは、地域生活を目的とした療育という視点をもった社会福祉士など専門家が関わっていない。そのため、保護者は療育の必要性の判断に不信感をもっているといえる。

VI. 結論

以上のように、知的障害のない発達障害児の指標の判定には問題がある。専門職が多い放デイは、該当児 50%以上を維持するため、非該当児を敬遠する可能性があり、療育の機会が損なわれることが危惧される。今後は、指標に発達障害特有の項目を採り入れるとともに、地域生活支援の専門家である社会福祉士などが判定に関わることで療育の必要性が明確になるシステムが構築され、発達障害児が安定して療育を受けられるようになるべきである。

参考文献：・厚労省 HP <https://www.mhlw.go.jp/>

・Sara S. Sparrow, Domenic V. Cicchetti, and David A. Balla 日本語版監修 辻井正次 村上隆『Vineland II』, 日本文化社, 2014 年